

# 令和 3 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

令和 4 年 6 月 1 6 日

目次

I 総論	1	1 食品健康影響評価技術研究の推進	
第1 令和3年度における委員会の運営の重点事項	1	2 食品の安全性の確保に関する調査の推進	
1 事業運営方針		3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施	
2 重点事項			
II 令和3年度における委員会の取組	3	第6 リスクコミュニケーションの促進	10
第2 委員会の運営全般	3	1 様々な手段を通じた情報の発信	
1 委員会会合の開催		2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
2 企画等専門調査会の開催		3 関係機関・団体との連携体制の構築	
3 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催		第7 緊急の事態への対処	16
4 委員会と専門調査会等の連携の確保		1 緊急事態への対処	
5 リスク管理機関との連携の確保		2 緊急事態への対処体制の整備	
6 事務局体制の整備		3 緊急時対応訓練の実施	
第3 食品健康影響評価の実施	5	第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	17
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施			
2 評価ガイドライン等の策定		第9 国際協調の推進	18
3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施		1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	8	2 海外研究者等の招へい	
1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査		3 海外の食品安全機関等との連携強化	
2 食品安全モニターからの報告		4 海外への情報発信	
第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進	9		

令和3年度の運営状況	令和3年度食品安全委員会運営計画 (令和3年3月20日食品安全委員会決定)
<p>I 総論</p> <p>第1 令和3年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>1 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、令和3年度食品安全委員会運営計画（令和3年3月20日食品安全委員会決定）に基づき、重点事項を中心として、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。</p> <p>また、18年の軌跡を振り返り、今後の委員会の活動がどうあるべきかを確認し、「食品安全委員会の基本姿勢」としてHPに公表した。</p>	<p>第1 令和3年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>1 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>
<p>2 重点事項</p> <p>(1) 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>新型コロナウイルス対策を徹底しながら、調査審議を実施した。委員会を43回、専門調査会等を104回開催し、83案件の評価依頼を受け、133案件の評価を終了した（第3の1参照）。なお、公開となる委員会、専門調査会等については、新型コロナウイルス対策として、傍聴者を入れることに代えて、YouTube配信を行った。</p> <p>また、「自ら評価」において、本年度新たに採択された案件はなかったが、前年度までに選定された以下の案件について、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、それぞれ調査審議を進め、評価書を決定し関係省庁に通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）</li> <li>・ 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）</li> </ul> <p>① 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成22年5月27日食品安全委員会決定）を改正し、9月29日に公表した。</li> <li>・ 「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」（平成19年9月13日委員会決定）の改正に向けて検討を進めた。</li> <li>・ 「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」（平成16年9月30日委員会決定）を改正し、3月22日に公表した。</li> </ul>	<p>2 重点事項</p> <p>(1) 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の改訂の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。</p> <p>① 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添加物について、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。</li> <li>・ FAO/WHOにおいて現在検討されている新たな食品中の微生物リスク評価のためのガイダンスや国内外の微生物リスクに係る動向を踏まえ、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（平成19年9月13日委員会決定）の改訂を検討する。</li> <li>・ 薬剤耐性菌について、国際的な動向等を踏まえたより適切な評</li> </ul>

② 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施

令和3年度は、農薬の再評価に係る諮問はなかったものの、以下のとおり評価に向けた準備作業を行った。

- ・ 「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」(令和元年10月旧委員会決定)の関係資料として位置づけられている「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」(令和3年3月18日農薬専門調査会決定)の一部改正を行った。
- ・ 農薬の再評価に対応するため、評価要請の際に必要な提出資料について確認を行う等、評価指針等に基づきリスク管理機関と連携して準備作業を進めた。また、これまでの評価実績や国際的な動向も踏まえ、評価書の標準的な記載項目及び記載順序を改めた(令和4年4月以降、各農薬専門調査会で審議するものから適用予定)。

③ 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に着手

- ・ 養殖魚等に使用される抗菌性物質について、現在までに得られた知見及び過去の審議内容を整理し、薬剤耐性菌の食品健康影響評価の試行を開始した。

(2) リスクコミュニケーションの戦略的な実施

オンライン会議システムも活用し、報道関係者との意見交換会を3回開催(7月、9月、12月)したほか、地方公共団体と共催の意見交換会の開催、地方公共団体や大学、消費者団体等が主催する学習会等への講師派遣等を実施した。

関係行政機関との相互の連携を強化し、適切にリスク管理措置が講じられるよう、地方公共団体の食品安全担当部局を対象とした、全国食品安全連絡会議を11月に動画配信を利用して行った。

SNS(特にFacebook)やYouTubeにより、一般消費者や学校教育関係者、食品関係事業者等を対象として情報発信を行った。また、拡散力に優れるTwitterを開始した。

ホームページのリニューアルを行い、トピックスをわかりやすく表示するとともに、閲覧者が必要な情報にアクセスしやすいデザインに変更した。

(3) 研究・調査事業の活用

令和4年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題をまとめた「食品健康影響評価技術研究及び

価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針(平成16年9月30日委員会決定)の改訂を昨年度に引き続き検討する。

② 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施

農薬取締法(昭和23年法律第82号)第8条の規定による再評価を受ける農薬に関し、「再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件」(令和元年農林水産省告示第804号)により、令和3年度下半期中に再評価を受けるべき者が農林水産省に資料を提出することとなったことから、評価要請がなされた場合、令和2年度までの準備作業を踏まえた評価指針等に基づき評価を開始する。

③ 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に着手

食品安全委員会の調査事業や農林水産省のサーベイランスにより関連するデータが蓄積されたことから、養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を開始する。

(2) リスクコミュニケーションの戦略的な実施

リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施することにより、科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進する。

(3) 研究・調査事業の活用

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性につい

<p>食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和4年度）」（以下「優先実施課題」という。）に基づき、令和4年度研究課題について、公募、事前評価を経て採択を行った。また、令和3年度に実施中の研究課題及び既に終了した調査・研究課題の成果並びにその活用について、中間評価、事後評価及び追跡評価を行った。これらの優先実施課題や評価結果については、外部有識者を含む研究・調査企画会議が審議し、取りまとめをおこなった。</p> <p>（4）海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化</p> <p>海外への情報発信については、評価が終了した食品健康影響評価の概要や評価指針等を英訳し、順次ホームページに掲載した。また、委員会の英文電子ジャーナル「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission -」を発行した。</p> <p>国際会議等への参画及び関係機関との連携強化については、ウェブ会議システムで開催された国際会議等に参加し、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集を行った。また、欧州食品安全機関（EFSA）等の食品安全機関と意見・情報交換を行い、これらの機関と連携・協力体制を更に進めていくこととした。</p>	<p>て」（平成22年12月16日委員会決定（令和元年8月27日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。</p> <p>（4）海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化</p> <p>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>また、ウェブ会議システムやメール等を利用し、引き続き、海外の食品安全機関等と食品健康影響評価に関する情報交換を実施して連携強化を図る。</p>
<p>II 令和3年度における委員会の取組</p> <p>第2 委員会の運営全般</p> <p>1 委員会会合の開催</p> <p>令和3年度は、42回の委員会会合を、原則として毎週火曜日14時から公開で開催した。なお、1回臨時会合を開催した。</p> <p>2 企画等専門調査会の開催</p> <p>令和3年6月2日の第33回会合において、令和2年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、一部修正の上、これを了承した。また、令和3年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行い、案件の募集を進めることが了承された。そのほか、令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について事務局から報告が行われた。</p> <p>11月12日の第34回会合において、令和3年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び令和3年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行った。「自ら評価」案件候補の選定については、審議の結果、提案された案件は、いずれも「自ら評価」案件候補にはしないこととなった。</p> <p>令和4年2月2日の第35回会合において、令和4年度食品安全委員会運営計画について審議を行い、一</p>	<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>1 委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <p>2 企画等専門調査会の開催</p> <p>本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p>

部修正の上、これを了承した。さらに、令和4年度緊急時対応訓練計画案についても審議を行い、これを了承した。

### 3 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催

令和3年度は、添加物専門調査会（2回）、農薬第一専門調査会（4回）、農薬第二専門調査会（8回）、農薬第三専門調査会（6回）、農薬第四専門調査会（7回）、農薬第五専門調査会（6回）、動物用医薬品専門調査会（10回）、器具・容器包装専門調査会（1回）、汚染物質等専門調査会（1回）、微生物・ウイルス専門調査会（5回）、プリオン専門調査会（1回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（14回）、肥料・飼料等専門調査会（12回）をそれぞれ開催した。

また、委員会の下に設置された栄養成分関連添加物ワーキンググループ（5回）、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（7回）、評価技術企画ワーキンググループ（2回）、鉛ワーキンググループ（2回）、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ（8回）をそれぞれ開催した。

このほか、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日委員会決定）に基づき、18件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。

① 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書に掲げられる添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行うため、4月1日にぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループを設置した。なお、審議が終了した鉛ワーキンググループ、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ及び六価クロムワーキンググループを廃止した。

② 新たに設置した部会はなかった。

③ 4月21日の添加物専門調査会に汚染物質等専門調査会等の専門委員1名及び遺伝子組換え食品等専門調査会等の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

4月26日及び6月9日の栄養成分関連添加物ワーキンググループに新開発食品専門調査会の専門委員2名及び添加物専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

7月28日の栄養成分関連添加物ワーキンググループに新開発食品専門調査会の専門委員1名及び添加物専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

8月20日及び9月13日の農薬第一専門調査会に汚染物質等専門調査会の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

8月27日、10月13日、1月31日及び2月24日のぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループに添加物専門調査会等の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

10月13日、11月8日及び12月6日の農薬第二専門調査会に農薬第五専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

### 3 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会等を合同で開催

<p>1 2月13日、2月16日及び3月9日の農薬第四専門調査会に農薬第一専門調査会及び農薬第五専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>3月24日の動物用医薬品専門調査会に肥料・飼料等専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>④ 合同で開催する案件はなかった。</p> <p>4 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、各委員の専門調査会等の担当を定め、それに基づき全ての専門調査会等に委員が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。</p> <p>5 リスク管理機関との連携の確保 関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、食品安全行政に関する関係府省連絡会議（令和4年2月10日に開催）や、同会議幹事会（原則毎週金曜日に開催）等を通じて、リスク管理機関との連携を確保した。</p> <p>6 事務局体制の整備 新たな課題に対応したリスク評価を行うために必要な評価体制を強化するため、所要の体制整備等を内容とする予算、機構・定員要求を行い、国際的な農薬代謝物の評価方法の見直しのための定員を措置し、体制を強化した。</p>	<p>4 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <p>5 リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>6 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。</p> <p>令和3年度は、添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品等を始めとする83件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、133件について評価結果を通知した。以下は、その概要である。</p> <p>① 添加物（栄養成分関連添加物及び香料を含む。）</p>	<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p>

厚生労働省から6件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省に計3件の評価結果を通知した。

② 農薬

厚生労働省又は農林水産省から計43件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計56件の評価結果を通知した。

③ 動物用医薬品

厚生労働省又は農林水産省から計9件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計18件の評価結果を通知した。

④ 器具・容器包装

前年度までに要請のあったものについて、厚生労働省に1件の評価結果を通知した。

⑤ 汚染物質

前年度までに要請のあったものについて、厚生労働省に1件の評価結果を通知した。

⑥ 遺伝子組換え食品等

厚生労働省又は農林水産省から計22件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計33件の評価結果を通知した。

⑦ 肥料・飼料等

厚生労働省又は農林水産省から計3件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計18件の評価結果を通知した。

⑧ 薬剤耐性菌

前年度までに要請のあったものについて、農林水産省に3件の評価結果を通知した。

なお、令和3年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については資料1-2のとおりである。

(2) 企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日委員会決定)において、標準処理期間(要請事項の説明を受けた日から、リスク管理機関に資料を要求している期間を除き、結果を通知するまでの期間)を1年と設定しているが、令和3年度においては、リスク管理機関から76件の評価要請を受け、前年度までに要請のあったものを含めて、89件の評価結果をリスク管理機関に通知した。標準処理期間を超過したものはなかった。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日委員会決定)に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。



## 2 評価ガイドライン等の策定

「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成22年5月27日委員会決定）を改正し、9月29日に公表した。

「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」（平成19年9月13日委員会決定）の改正に向けて検討を進めた。

「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」（平成16年9月30日委員会決定）を改正し、3月22日に公表した。

「食品を介して人の健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」（平成18年4月13日食品安全委員会決定）を改正し、3月22日に公表した。

ベンチマークドーズ法について、「ベンチマークドーズ法における用量反応モデリング及び結果の評価における具体的な手順等について」を作成するとともに、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」（令和元年10月29日委員会決定）の改正の検討を進めた。また、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進めた。

## 3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

### (1) 「自ら評価」案件の選定

7月1日から30日まで「自ら評価」案件の外部募集を実施し、提案があった案件候補等について、情報の収集や整理を行った。11月12日の第34回企画等専門調査会において審議を行った結果、いずれの提案も「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）において定める選定基準に該当しないことから、「自ら評価」の案件候補として選定されなかった。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

## 2 評価ガイドライン等の策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。

本年度においては、添加物について、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続きを検討する。

FAO/WHO において現在検討されている新たな食品中の微生物リスク評価のためのガイダンスや国内外の微生物リスクに係る動向を踏まえ、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（平成19年9月13日委員会決定）の改訂を検討する。

薬剤耐性菌について、国際的な動向等を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。

ベンチマークドーズ法について、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進める。

## 3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

### (1) 「自ら評価」案件の選定

本年年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

<p>(2) 「自ら評価」の実施</p> <p>① 食品（器具・容器包装を含む。）中の鉛の食品健康影響評価 平成19年度に「自ら評価」案件として決定した「食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価」については、鉛ワーキンググループでの調査審議を経て「鉛」の評価書案を取りまとめ、意見・情報の募集を行い、令和3年6月29日の第822回委員会会合で評価書を決定し、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省及び経済産業省に通知した。</p> <p>② アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価 平成27年度に「自ら評価」案件として決定した「アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価」については、平成29年10月1日に設置したアレルギー物質を含む食品に関するワーキンググループでの調査審議を行った。科学的知見が豊富な「卵」を評価の対象とし、「アレルギー物質を含む食品（卵）」の評価書案を取りまとめ、意見・情報の募集を行い、令和3年6月8日の第819回委員会会合で評価書を決定し、消費者庁及び厚生労働省に通知した。 なお、「卵」以外の特定原材料のアレルゲン（6品目）を含む食品については、これまでに収集した情報をファクトシートとして取りまとめて公表する予定。</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <p>① 「自ら評価」の評価結果について 「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価（平成27年度決定）については、6月8日に「アレルギー物質を含む食品（卵）」の評価が終了したことから、特設のQ&amp;Aページを開設するとともに、Facebook、広報誌等で情報提供を行った。 「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価（平成19年度決定）については、6月29日に「鉛」の評価が終了したことから、特設のQ&amp;Aページを開設するとともに、Facebookで情報提供を行った。</p> <p>② 「自ら評価」案件選定過程で決定された事項（情報収集等）について 平成18年度の第17回企画専門調査会でファクトシートを作成することと決定され、平成22年に作成したフランクのファクトシートについて、収集した科学的知見をもとに改定作業を行った。また、A型肝炎、エルシニアのファクトシートについても収集した科学的知見をもとに改定作業を行った。</p>	<p>(2) 「自ら評価」の調査審議の推進 前年度までに選定された以下の「自ら評価」案件について、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、それぞれ調査審議を進め、評価書を公表する。</p> <p>① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）</p> <p>② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報提供等 「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。 「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 リスク管理機関に対し、令和元年10月1日から令和2年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認する施策の実施状況調査（第26回）を10月に開始し、12月14日の第842回委員会会合においてその概要を報告した。</p>	<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p>

<p>今回の調査対象は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目（98件）と、令和元年9月30日以前に通知が行われたが前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（83件）の合計181件であり、このうちリスク管理措置済みとなった品目が111件、次回への調査継続となった品目が70件であった。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターからの報告がより有意義なものとなるよう、食品安全モニターに対して、食品安全に関する基礎的知識を網羅した全13回のe-ラーニングと、「食の安全に関する国際動向」「アレルギー-卵-」に関するセミナーを行った。e-ラーニングについては、事業者、地方公共団体からも参加を募集し、関係者の知見の向上に努めた。</p> <p>随時報告について、令和2年4月から令和3年3月までに食品安全モニターから16件の提案・報告を受け付け、その概要を6月1日の第818回委員会会合において報告した。分野別では、「その他」に該当するものが最も多く5件、関係省庁別では、食品安全委員会に関するものが最も多く11件であった。</p> <p>食品安全モニターに対する「食品の安全性に関する意識等について」の調査については、令和4年1～2月に実施し、その結果の取りまとめを行っている。</p>	<p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和4年2月を目途に実施する。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施</p> <p>研究・調査企画会議事後評価部会において、令和2年度に終了した3課題について事後評価を実施し、9月14日の第832回委員会会合において評価結果を報告した。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、ホームページに公表した。</p> <p>研究成果報告書については、委員会ホームページで公表するとともに、3課題を対象として「令和3年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を令和4年3月2日に公開（オンライン）で開催した。</p> <p>(2) 本年度における研究課題の実施</p> <p>令和元年度及び令和2年度採択課題（14課題）並びに令和3年度採択課題（3課題）について研究を実施した。また、各主任研究者から提出された10月末時点等の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめるとともに、令和4年度に継続実施予定の課題（7課題）については、研究・調査企画会議事前・中間評価部会（以下「事前・中間評価部会」という。）において研究者からのヒアリングを含めた中間評価を実施し、2月22日の第848回委員会会合においてその評価結果を報告し、研究継続を決定した。</p> <p>(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>事前・中間評価部会において、令和4年度の優先実施課題（案）を取りまとめ、令和3年8月31日の第</p>	<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施</p> <p>前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p> <p>(2) 本年度における研究課題の実施</p> <p>本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p> <p>(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食</p>

830回委員会会合において決定した。この優先実施課題に基づき、府省共通研究開発システム（e-Rad）により公募を行い、大学や研究機関等の関係機関に対し幅広く公募内容を周知した。公募終了後、事前・中間評価部会において書類審査及びヒアリング審査を実施し、令和4年2月22日の第848回委員会会合において6課題の採択を決定した。

#### （4）適切な経理の確保

研究費の適正な執行体制が確保されているかを確認するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日食品安全委員会事務局長決定）を策定し、具体的には不正経理防止のための体制構築、コンプライアンス教育の実施等を求めることとした。本ガイドラインに基づき、実施指導に代えて、体制整備等自己評価チェックリストの提出を求め、令和3年度に研究が終了する3機関の状況を確認した。

#### （5）関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行った。新規採択課題の公募・採択や研究成果の公表等について、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の関係省庁担当者と情報共有を図った。

## 2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

### （1）食品安全確保総合調査対象課題の選定

令和4年度の優先実施課題に基づく調査課題について、事前・中間評価部会において審議を行い、令和4年3月22日の第852回委員会会合において1課題を選定し、調査の実施に向けて、入札公告等の手続を開始した。なお、入札公告の際には調査・研究機関に周知した。

### （2）食品安全確保総合調査の実施

令和3年度調査課題（3課題）について、総合評価方式による一般競争入札を行い、調査を実施した。調査結果報告書については、知的財産等の情報の有無を順次確認した上で、食品安全総合情報システムにおいて公開する。

品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

#### （4）適切な経理の確保

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。

#### （5）関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

## 2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

### （1）食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。

### （2）食品安全確保総合調査の実施

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公

<p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施  令和4年1月21日の研究・調査企画会議プログラム評価部会において、研究・調査事業の食品健康影響評価への活用状況等について追跡評価を行った。</p>	<p>開することが適当でないとは判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p> <p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施  これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信  各媒体の利用傾向を把握し、食品健康影響評価その他の食品の安全性について、情報発信を行った。この結果、テレビ、ネットニュース、新聞、ラジオ等で委員会の発信内容が委員会の名称とともに紹介された。</p>	<p>第6 リスクコミュニケーションの促進  リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施することにより、科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進する。本年度の重点テーマは「農業」とする。</p> <p>具体的な取組としては令和2年度に実施した食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査の報告を踏まえ、以下のとおりターゲットごとの対応策を検討し、実行する。</p> <p>a. 認知度向上を図るため、SNSの拡散機能を活用しながら、一般消費者に親しみやすい動画の配信等を行う。</p> <p>b. 消費者の食品安全に関連する意思決定の支援については、対象者に応じた媒体・機会を用いることにより効果的に行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期の方、乳幼児をもつ保護者の方向けの情報、中学生向け情報等の提供</li> <li>・ 地方公共団体に対する科学的情報の適切な発信の支援</li> <li>・ 報道関係者、食品関係事業者との意見交換</li> </ul> <p>等を行う。</p> <p>以下、意見交換会等の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意し、オンラインシステム等のツールを活用する。</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信  食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。</p>

(1) ホームページ

ホームページで、食品健康影響評価の結果等について、随時、情報を提供した。また、4月に公式YouTubeコーナーのページを更新し、新たにサムネイル等を用いて、掲載動画を探しやすく改善したほか、9月には最新の食品健康影響評価結果等を踏まえ、「食の安全ダイヤルQ&A」の内容を大幅にリニューアルした。

9月にホームページのリニューアルを行い、トピックスをわかりやすく表示するとともに、閲覧者が必要な情報にアクセスしやすくするためデザインや構成を変更した。

これまで公開していた食中毒菌の電子顕微鏡写真の他に、新たに食品を加熱調理した際の写真や温度のデータを加えた「食品安全関係素材集」をとりまとめ、11月に公開した。

令和3年度リスクコミュニケーションの重点テーマである「農薬」について、解説記事「農薬の安全を確保するために、食品安全委員会が果たす役割」を掲載し、10月に行った食品安全セミナーの内容も踏まえ、より詳しい情報を発信した。

また、秋に公開した低温調理に関する動画を踏まえ、12月には解説記事「肉を低温で安全に美味しく調理するコツをお教えします！」を掲載した。

(2) SNS等

新型コロナウイルス感染症拡大を防止しつつ、利用者に食品安全に関する適切な情報を発信するため、SNSによる情報発信に注力した。また、さらなる認知度の向上と情報拡散力の強化のため、10月に公式Twitterを導入した。

① Facebook

委員会の活動や食品安全に関する適切な情報を発信するため、SNSによる情報発信に注力した。特に、毎週火曜日に開催される委員会の審議結果概要を毎回掲載したほか、食中毒予防に役立つ情報や、毎週の公表事項などを掲載した(約4本/週、計192本)。

加えて、秋ごろから全国で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、風評被害を防止するため、新たな都道府県での発生の都度、リスク管理機関が発する情報とともに、科学的な情報を配信した(計16回)。

② メールマガジン

メールマガジン「Weekly版」において、定期的に委員会や専門調査会、意見交換会の開催等の情報を配信した(計44本)。

③ ブログ

最新の食品健康影響評価を紹介するなど、Facebookで発信した科学的情報を広く提供するため、随時ブログに掲載した(計192本)。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。また、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。

(2) SNS等

食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう、新たな媒体の活用を含め、各ツールの役割分担と連携を念頭に改善を進める。

① Facebook

「内閣府食品安全委員会公式Facebookページ運営方針」を踏まえた、機動的な対応が必要な健康被害案件や食中毒に関連した情報等の季節性を考慮した記事、利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時発信する。

② メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信し、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を分かりやすく発信する。

③ ブログ

誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebookで配信した内容を始めとした各種発信情報を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。

④ YouTube

4月に「いわゆる「健康食品」について安全な選択をするために～19のメッセージ～」、7月に「食品安全はみんなの仕事」（世界食品安全の日になんだ紹介動画）、「食中毒予防と加熱調理」（ひき肉編、鶏肉編）を配信した。

9月に令和2年度の調査事業の結果に基づいた「加熱と調理」に関する情報発信を実施した。

家庭での低温調理機会の増加を受け、安全な食肉の低温調理を紹介する動画（10月：鶏肉編、11月：豚肉編、12月：牛肉編）を配信した。併せて、唐揚げの安全な調理について紹介する動画を3月に配信した。

3月に開催した精講「食中毒を起こす微生物の性質と牛肉を安全に調理するポイントを知ろう」の講義動画を公開した。

⑤ Twitter

さらなる認知度の向上と情報拡散力の強化のため、10月に公式Twitterを導入し、フォロワーの拡大を図るとともに、共感され、拡散したくなる情報を発信した（令和3年度末現在フォロワー1,074、投稿記事計42本）。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

広報誌「食品安全」58号を7月にウェブサイトに掲載するとともに、冊子を関係機関に配布した（約1,700部配布）。また、マスコミや学会等で広く周知した。

児童及び保護者に向けて、農薬に関する情報を「キッズボックス」でシリーズ化して発信（計12回）するとともに、発行の都度、Facebook・Twitterにより周知した。

委員の改選にあわせ、新たなパンフレット「食品安全委員会」を作成し、関係機関や関係者に配布した（約1,000部配布）。

(4) 食品の安全性に関する用語集

「食品の安全性に関する用語集」に新たに掲載すべき用語、改訂すべき用語を委員及び事務局職員から募集した。提案のあった用語のうち、新規掲載及び改訂することとなった用語について、どの用語から検討を始めるか、優先順位の考え方を整理した。整理した考え方に基づき、優先度の高い用語についての説明文の作成を開始した。

食品安全モニターや学会、食品科学を学ぶ学生等に、ウェブサイト版・冊子版の用語集を周知・提供した。

④ YouTube

従来対面で実施していた「精講：食品健康影響評価」や消費者との意見交換会等について、動画配信の活用を推進するとともに、より多くの閲覧が期待できるコンテンツの充実や双方向性の確保について検討する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく広報誌「食品安全」に取りまとめ、広く国民に情報を提供する。また、新たなパンフレット「食品安全委員会」を作成し、「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。

加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成を進める。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。

## 2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン会議システムを活用して意見交換会を実施した。対面での開催と比べて、オンラインでは双方向の意見交換が難しくなりがちなところ、アンケートシステム、「いいね」等のボタン、ブレイクアウトルーム機能等を活用し、対面での開催と同等の活動ができた。また、オンライン開催とすることで、全国から容易に参加できるほか、アーカイブ配信等も可能となり、より多くの参加者に情報を届けることができた。

### (1) 評価書等の解説講座

「食品健康影響評価書 アレルゲンを含む食品（卵）」について、特設の Q&A ページを開設し、SNS 等で周知したほか、患者団体との情報交換を実施した。令和3年度の重点テーマである農薬に関するリスクコミュニケーションとして、「食品安全セミナー：農薬の再評価」をオンラインで開催した。また、講座「精講：食中毒を起こす微生物の性質と牛肉を安全に調理するポイントを知ろう」をオンラインで開催した。

## 2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。

### (1) 評価書等の解説講座

食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイルについて理解を深めるために、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する。



(2) 意見交換会、講師派遣等

長浜バイオ大学に講師を派遣し大学生向けの講義を行ったほか、沖縄県との共催で、高校生向けの意見交換会をオンラインで開催した。また、京都府や名古屋市とも共催で大学生向けの意見交換会をオンラインで開催した。

食品事業者を主な対象とした展示会のセミナーに講師を派遣した。

地方公共団体、消費者団体、大学が主催する講演会、意見交換会に講師を派遣した（多くはオンラインで講義）。特に世田谷区では、コロナ禍を踏まえ、事務局職員による講義動画「知りたい！聞きたい！食品添加物のこと」をYouTube配信し、市中にポスターを貼る等積極的に広報したところ、2,400回を超える視聴数が得られ、公開期間を延長している（4月8日現在）。

海外の行政関係者等を対象とした、JICAが行う動画配信による研修にコンテンツを提供した。

(3) 訪問学習受入れ

6月に防衛医科大学学生の訪問学習の受入れを行い、「食品の安全を守るしくみ-リスク評価-」の情報提供と意見交換、委員会の傍聴を行った。また、12月に慶應義塾大学大学院の学生の訪問学習の受入れを行い、「食品添加物の安全性評価」及び「いわゆる健康食品に関する情報提供」をテーマに講義を行った。いずれの訪問学習もオンラインで実施した。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

「食の安全ダイヤル」に寄せられた情報等について、必要に応じ、隔週で開催されるリスコミ担当者会議で関係省庁（消費者庁、厚生労働省及び農林水産省）へ情報提供した。

最新の食品健康影響評価結果等を踏まえ、「食の安全ダイヤルQ&A」の内容を大幅にリニューアルした（9月）。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスクコミュニケーションに関する情報交換等を行った（23回）。

食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、「おいしいにっぽんフェス2021」に親子で学べるコンテンツを出展した。また、大学生との意見交換会を3回開催し、一

(2) 意見交換会、講師派遣等

波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。

また、広く一般消費者を対象とした食品安全に関する講座として、地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等に講師を派遣する。

これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮する。

食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

<p>般向けの意見交換会を配信で1回、オンラインで1回の計2回開催した。</p> <p>関係省庁と連携し、SNS (Facebook、Twitter)、メルマガ等で相互の情報を拡散した。また、関係省庁とともに、報道関係者向け(9月)、事業者・一般消費者向け(10月)に農薬の再評価に関する意見交換会を実施した。</p> <p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>今年度のテーマを、農薬の再評価、委員会が提供した情報の活用事例及び新型コロナウイルス感染症流行下で実践してきたリスクコミュニケーションの具体例とし、11月にYouTubeによる動画配信を利用して、地方公共団体の食品安全部局を対象とした全国食品安全連絡会議を開催した。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築)</p> <p>報道関係者を対象に、改選後の委員との意見交換会(7月)、農薬の再評価に関する意見交換会(9月)及び低温調理と食品安全に関する意見交換会(12月)を開催した。</p> <p>消費者団体、事業者団体等を対象に、農薬の再評価に関する意見交換会(10月、12月)を開催した。食品安全モニター向けのオンライン研修(6月～8月)について、本年度は事業者も受講可能とした。</p> <p>(4) 学術団体との連携</p> <p>重点的に連携を強化する学術分野の学会について、本年度の開催予定等を明確にした上で、学会への講師派遣等の働きかけを行い、第58回獣医疫学会学術集会、第14回日本カンピロバクター研究会総会及び食の安全を確保するための微生物検査協議会に山本委員長を、ILSI Japan 国際ワークショップに川西委員を講師として派遣した。また、食品事業者を主対象とした展示会にブース出展を行った。</p>	<p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照)</p> <p>さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築)</p> <p>マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。</p> <p>特にマスメディアの間では、幅広く国民に科学的知見に基づく食品の安全に関する情報が届くよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実施する。また、消費者団体との間では、要望を踏まえつつ、構成員も参加する場への講師派遣等を実施する。</p> <p>(4) 学術団体との連携</p> <p>食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において、講演等とブース出展を行う。</p>
<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処</p> <p>令和3年度は、食品関係の大規模な緊急事態は発生しなかったが、食中毒等について、委員会ホームページ、Facebook 等において科学的情報の提供等を行った。</p>	<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性</p>

<p>2 緊急事態への対処体制の整備 令和3年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施した。 また、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 令和3年2月16日の第805回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とを重点課題とする令和3年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁、厚生労働省及び農林水産省も参加して行われた。</p> <p>&lt;実務研修&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対応手順研修：令和3年5月28日</li> <li>・ 情報収集・分析研修：令和3年10月25日</li> <li>・ 情報共有・発信研修：令和3年11月18日</li> </ul> <p>&lt;確認訓練&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認訓練：令和4年2月10日</li> </ul>	<p>等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、4月～11月（着任者研修・実務研修）、12月（確認訓練）を目処にそれぞれ行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 食品の安全性の確保に関する最新情報を整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配付した。また、その情報の一部を、農林水産省が主催するJ-FSAN（Japan Food Safety Access Network）のメーリングリストに毎日提供した。 収集した情報を、食品安全総合情報システムに隔週で登録することを通じてリスク管理機関等の関係者に、また、ホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。 国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。</p>	<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。 収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシス</p>

<p>食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等について情報交換を行った。</p> <p>緊急事態に備え、任期満了に伴う各専門調査会等の専門委員選任に合わせて、専門委員の連絡先の確認を行った。</p>	<p>テム)へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR)、コーデックス委員会、その他の食品安全に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員が参加し、意見交換・情報収集を行った (国際会議等 14回)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021年5月 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (Extra JMPR) WHO エキスパートとして委員 1名が参加</li> <li>・ アレルギー性評価に関する欧州食品安全機関 (EFSA) GMO ワークショップ 意見交換及び情報収集のため専門委員 1名が参加</li> <li>・ 2021年7月 第36回経済開発協力機構 (OECD) 農薬作業部会 意見交換及び情報収集のため事務局職員 1名が参加</li> <li>・ 2021年7月 2021食品安全に関する国際食品保全学会 (IAFP) 情報収集のため委員 1名が参加</li> <li>・ 2021年8月 第11回生命科学における動物実験代替法に関する国際会議 情報収集のため委員 1名が参加</li> <li>・ 2021年9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議 (GSR21) 意見交換及び情報収集のため委員 1名及び事務局職員 1名が参加</li> <li>・ 2021年10月 EFSA 複合ばく露のリスク評価に関するオンライン国際ワークショップ 情報収集のため事務局職員 2名が参加</li> <li>・ 2021年11月 ドイツ連邦リスク評価機関 (BfR) シンポジウム (毒性学に関する評価技術等) 発表及び意見交換のため委員 1名が参加</li> <li>・ 2022年3月 第3回国際食品機関長フォーラム (IHFAF) 意見交換及び情報収集のため委員 2名及び事務局職員 1名が参加</li> </ul> <p>コーデックス委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021年7月 第25回コーデックス食品残留動物用医薬品部会 CCRVDF 政府代表団として事務局職員 1名が参加</li> <li>・ 2021年9月 第52回コーデックス食品添加物部会 CCFA 政府代表団として事務局職員 2名が参加</li> <li>・ 2021年9月 第46回コーデックス食品表示部会 CCFL</li> </ul>	<p>第9 国際協調の推進</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等 (ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。) に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>2022年6月 第37回 OECD 農薬作業部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7月 2022食品安全に関する国際食品保全学会 (IAFP)</li> <li>8月 BfR サマーアカデミー</li> <li>9月 Prion2022</li> <li>10月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議 (GSR22)</li> </ul> <p>コーデックス委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2023年2月 第26回コーデックス食品残留動物用医薬品部会 CCRVDF</li> <li>2023年3月 第53回コーデックス食品添加物部会 CCFA</li> </ul> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。</p>

政府代表団として事務局職員2名が参加

- ・2021年10月 第8回コーデックス薬剤耐性に関する特別部会TFAMR

政府代表団として事務局職員2名が参加

- ・2022年3月 第52回コーデックス食品衛生部会CCFH

政府代表団として事務局職員3名が参加

## 2 海外研究者等の招へい

世界保健機関（WHO）の専門家を招へいして、国際機関における食品のリスク評価プロセスやWHOの食品安全に係る戦略についての講習を開催し、国際機関におけるリスク評価等の理解醸成を図った。

## 3 海外の食品安全機関等との連携強化

協力文書を締結している食品安全機関とは、2021年6月にフランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）と担当者間による意見・情報交換、2022年3月に欧州食品安全機関（EFSA）と定期会合を開催し、海外の食品安全機関等との連携強化を図った。

また、2021年8月にドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）のリスク評価及びリスクコミュニケーションに関するサマースクールに事務局職員5名が参加し、2021年9月に米国食品医薬品庁国立毒性研究センター（NCRT/FDA）が中心となり開催された2021年レギュラトリーサイエンスに関する国際会合（GSRS 21）や、2022年3月に豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）・アイルランド食品衛生庁（FSAI）・サウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）が中心となり開催された第3回国際食品機関長フォーラム（IHFAF）に参加し、意見・情報交換を行った。

このほか、各国の食品安全に係るリスク評価・管理機関担当者がメンバーとなっているリエゾングループ（リスクコミュニケーション（IRCLG）、化学物質（IFCFLG）、微生物（IMFSLG）、リスク評価手法（ILMERAC））に参加して情報提供及び情報収集し、その会議結果の情報共有を行った。

## 4 海外への情報発信

英語版ホームページに、評価が終了した食品健康影響評価の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載した。

委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」について、vol. 9 No. 2（2021年6月）、vol. 9 No. 3（2021年9月）、vol. 9 No. 4（2021年12月）及びvol. 10 No. 1（2022年3月）を科学技術情報発信・流通総合システム J-STAGE に掲載した。また、これらは、Vol. 4 No. 1（2016年3月）以降に発行したバックナンバーも含め、PubMed Central（PMC）に掲載され、国内外へ広く情報発信された。

## 2 海外の研究者等の招へい

新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、これに伴う海外からの入国制限が十分緩和されたと判断できる場合、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

## 3 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品衛生庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

## 4 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。